

外貨普通預金 契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面) 1/2

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。)

この書面をよくお読みください。

- 外貨普通預金とは、外国通貨建ての期間の定めのない預金です。
- 外貨普通預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨額を円換算すると、外貨普通預金預入時の払込円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。
- 円を外貨にする際(預入時)および外貨を円にする際(払戻時)は手数料(米ドルの場合1米ドルあたり1円、ユーロの場合1ユーロあたり1.5円、オーストラリアドルの場合1オーストラリアドルあたり2円、ニュージーランドドルの場合1ニュージーランドドルあたり2円)がかかります。お預け入れおよび払い戻しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレート(預入時)、TTBレート(払戻時)をそれぞれ適用します。したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料(例えば、米ドルの場合1米ドルあたり2円)がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が外貨普通預金預入時の払込円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

[商号・住所] 豊田信用金庫 愛知県豊田市元城町1-48

[商品の概要]

項目	内容
商品名	外貨普通預金
ご利用いただける方	当金庫に流動性円預金口座を保有する居住者である法人、個人
預入期間	期間の定めはありません。
取扱通貨	(1)米ドル建て(2)ユーロ建て(3)オーストラリアドル建て(4)ニュージーランドドル建て
手数料および適用相場	お預け入れ・払い戻し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 詳しくは後述「外貨普通預金のお預け入れと払い戻しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。
お預け入れ 1.預入金額 2.預入単位 3.預入方法	1通貨以上。 1補助通貨単位(セント)まで預入可能。 随時お預け入れいただけます。
払い戻し	随時、お支払いします。
利息 1.適用利率 2.利払方法 3.計算方法	変動金利。マーケット環境等により見直しをすることがあります。 毎年3月と9月の当金庫所定の日にお支払いいたします。 毎日の最終残高について付利単位を1通貨単位とし、1年を365日とする日割計算。
通帳の発行	通帳の発行はいたしません。お取引の入出金明細は「お取引明細のご案内」(ステートメント)としてお渡しいたします。
金利情報の入手方法について	金利は窓口へご照会ください。また、当金庫ホームページ「預金金利のご案内」でもご確認いただけます。
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●為替相場の変動具合によっては、お受取円貨額が払込円貨額を下回る場合もあります。また為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料(例えば、1米ドルあたり2円)がかかるため、受取時の円貨額が預入時の払込円貨額を下回ることがあります。 ●外貨預金へのお預け入れや払い戻しは、お客様の意思で行っていただくもので、為替差損が発生しても当庫は一切の責任を負いません。 ●外貨預金は、預金保険機構の預金保険の対象外となっています。
税金 1.お利息に対して 2.為替差益・差損に対して	<p>詳しくは、お客様ご自身で公認会計士・税理士・税務署にご相談、ご照会くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>お利息に対しては、法人のお客様は総合課税、個人のお客様は源泉分離課税20%(国税15%、地方税5%)が課税されます。なお、お利息にマル優は適用されません。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加徴収されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p> <p>為替差益に対しては、法人のお客様は総合課税されます。 個人のお客様は、課税上の所得区分は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2千万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。 為替差損は、その他の黒字の雑所得から控除できますが、他の所得区分との損益通算はできません。</p>

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 ● 紛争解決措置 <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または国際業務部(9時～17時、電話:0565-36-1381)までお申し出ください。</p> <p>愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望するお客さまは、当金庫営業日に、上記国際業務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、各弁護士会に直接申立ていただくことも可能です。なお、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫国際業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
---------------------------	---

〔外貨普通預金のお預け入れと払い戻しに関わる手数料および適用相場〕

お預け入れ・払い戻し方法	手数料および適用相場
<p>円現金でのお預け入れ 円預金からのお振替</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 適用相場 <ul style="list-style-type: none"> ・円を外貨にする際(預入時)には、手数料を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレートを適用します。 ・10万外貨以上の取引には、市場実勢相場をもとに当金庫が算出するTTSレートを適用します。 ・TTSレートには、当金庫所定の為替手数料を含めております。 ● 為替手数料 <ul style="list-style-type: none"> ・米ドル 1米ドルあたり1円 ・ユーロ 1ユーロあたり1円50銭 ・オーストラリアドル 1オーストラリアドルあたり2円 ・ニュージーランドドル 1ニュージーランドドルあたり2円
<p>外貨現金でのお預け入れ</p>	<p>取扱いしておりません。</p>
<p>外貨T/Cでのお預け入れ</p>	<p>取扱いしておりません。</p>
<p>ご本人の当該通貨外貨定期預金からの振替</p>	<p>ご本人間の振替は、手数料がかかりません。</p>
<p>到着した外貨送金でのお預け入れ 円預金への振替</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 被仕向送金手数料:1,500円 ● 取扱手数料 :送金額に対して0.05%(最低手数料2,500円)がかかります。 ● 適用相場 <ul style="list-style-type: none"> ・外貨を円にする際(払戻時)には、手数料を含んだ為替相場である当金庫所定のTTBレートを適用します。 ・10万外貨以上の取引には、市場実勢相場をもとに当金庫が算出するTTBレートを適用します。 ・TTBレートには、当金庫所定の為替手数料を含めております。 ● 為替手数料 <ul style="list-style-type: none"> ・米ドル 1米ドルあたり1円 ・ユーロ 1ユーロあたり1円50銭 ・オーストラリアドル 1オーストラリアドルあたり2円 ・ニュージーランドドル 1ニュージーランドドルあたり2円
<p>外貨現金での払い戻し</p>	<p>本店営業部(外貨両替窓口)では、当金庫所定の手数料を別途円貨でいただくうえで、当該通貨現金でお支払いすることができます。なお、当金庫の都合により、当該通貨現金相当の本邦通貨(円預金への振替)によりお支払いすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米ドル 1米ドルあたり2円 ・ユーロ 1ユーロあたり2円50銭 ・オーストラリアドル 1オーストラリアドルあたり7円70銭 ・ニュージーランドドル 1ニュージーランドドルあたり6円70銭
<p>ご本人の当該通貨外貨定期預金への振替</p>	<p>ご本人間の振替は、手数料がかかりません。</p>
<p>外貨でのご送金にご利用 ①海外の銀行向けの送金 ②国内の銀行向けの送金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①送金手数料 6,500円と 取扱手数料 送金額に対して0.05%(最低2,500円)がかかります。 ②送金手数料 6,000円と

外貨普通預金 契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面) 2/2

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。)

外貨普通預金のご案内

- 外貨預金とは
米ドル・ユーロ・オーストラリアドル・ニュージーランドドル建で行う預金で、お利息も外貨でつきます。
預入金額は、1通貨単位以上です。
- お利息について
・変動金利です。現状では、米ドル0.01%、ユーロ0.001%、オーストラリアドル0.001%、ニュージーランドドル0.01%程度です。
※金利は税引前の年利率です。
- 為替相場について
・外貨預金へのお預け入れや払い戻しの際に適用される円と外貨の交換レート(為替相場)は、外為市場の需給によって決まる変動相場で、随時変動しています。為替相場は1ドル=144.00円と言うように表示します。
・円→外貨に替える場合はTTS(電信売相場)、外貨→円に替える場合はTTB(電信買相場)を適用します。
・TTSとTTBには差(米ドルの場合1ドルあたり2円、ユーロの場合1ユーロあたり3円、オーストラリアドルの場合1オーストラリアドルあたり4円、ニュージーランドドルの場合1ニュージーランドドルあたり4円)がありますので、為替相場が変動しない場合でも、一旦、円を外貨に交換し、その外貨を円に戻したときは、差額分のご負担が生じます。

- 相場変動による為替リスクがあります。
外貨預金の円換算額はその時々為替相場により異なるため、為替差損が生じ、払戻時の受取円貨額が預入時の払込円貨額を下回ることもあります。

例えば…1,000米ドルの普通預金の場合

- お預け入れ時の相場(TTS)が
1ドル=145.00円と仮定します(仲値144.00円)。
お預け時に必要な円貨額は、145,000円です。

1,000米ドルを払い戻す場合

円安に動いた場合

払戻日にTTBが**150.00円**(仲値151.00円)であれば…
円換算額 150,000円
損益 (150,000円-145,000円)=5,000円(益)

円高に動いた場合

払戻日にTTBが**140.00円**(仲値141.00円)であれば…
円換算額 140,000円
損益 (140,000-145,000円)=△5,000円(損)

- 税金について
お利息: マル優の適用は受けられません。源泉分離課税20%が課税されます。
※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加徴収されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
為替差益: 雑所得として確定申告による総合課税となります。(注: 年収2千万円以下の給与所得者で、差益を含め給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下であれば、申告は不要です。)
為替差損: 他に黒字の雑所得があれば、控除することが出来ます。

- その他のご注意
・外貨預金へのお預け入れや払い戻しはお客様の意思で行っていただくもので、外貨預金取引において相場変動による為替差損が発生しても、当金庫は一切の責任を負いかねます。
・為替相場の動きには、お客様ご自身で注意していただくようお願い致します。
・外貨預金は預金保険機構の預金保険の対象外となっています。
・ご不明な点がございましたら、店頭窓口もしくは国際業務部(TEL:0565-36-1381)までご照会ください。